

新潟県柏崎市附属機関等の設置、運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置される調停、審査、諮問又は調査を目的とした合議制の機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、有識者等の意見を聴取し、市政に対する市民の意見の反映、専門知識の導入を目的として、要綱等に基づき設置される協議会、懇談会その他の会合（協議会、委員会、懇話会、研究会等の名称の如何を問わない。）をいう。

(附属機関等)

第3条 附属機関等の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 附属機関等の所掌事務は、設置目的及び審議事項が類似する附属機関等の設置を防ぐため、できるだけ広範囲なものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置する等弾力的かつ機能的な運営を図るものとする。
- (2) 附属機関等の設置については、行政の簡素・効率化、行政責任の明確化の見地から真に必要なものに限るものとする。
- (3) 附属機関等の所掌事務が臨時的なもの又は短期的なものについては、設置期限を明示するものとする。
- (4) 協議会等の設置の際は、その名称は、審議会、審査会、調査会等の附属機関と誤って受け取られるようなものを用いないものとする。
- (5) 附属機関としての性格を有する条例によらない協議会等は、名称のいかんを問わず、平成25年4月1日以後は、設置しないものとする。
- (6) 平成25年4月1日において、現に設置されている協議会等に

については、その委員の任期の末日をもって廃止するものとし、附属機関化等その存続について検討するものとする。

（附属機関等の委員の選任）

第4条 附属機関等の委員の選任については、当該附属機関等の設置目的を踏まえて、次の事項に留意するものとする。

- （1）附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層の中から適切な人材を選任するものとする。
- （2）女性委員の選任は、「柏崎市第5次男女共同参画基本計画」に基づき、一の附属機関等における女性の割合が40パーセント以上になるよう努めるものとする。
- （3）委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。
- （4）同一人を委員として選任できる機関の数は、5機関まで（ただし、公募者は3機関まで）とする。
- （5）市職員は、原則として委員に任命しないものとする。

2 前項第2号から第5号までの規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないことができる。

- （1）法令に定めがある場合
- （2）特定の職にある者をもって委員に充てている場合
- （3）専門的な知識、経験等を有する者がほかに得られない場合等特別な事情があると認められる場合
- （4）前3号に定めるもののほか、特別の理由があると認められる場合

（委員の公募）

第5条 附属機関等の委員を選任するに当たっては、法律又は条例に定めがある場合を除き、その設置目的、審議内容等を考慮した上で公募に努めなければならない。

（委員の委嘱等）

第6条 附属機関の委員は、人事発令通知書（別記様式）により任命又は委嘱するものとし、新潟県柏崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和31年条例第22号）の規定に基づき、報酬及び費用弁償として旅費を支給

する。

- 2 協議会等の委員は、発令行為は行わず、一般の文書により当該委員の就任について依頼するものとし、会議への出席に対し、謝礼として報償費及び実費弁償として旅費を支給する。

（書面等による会議）

第7条 附属機関等の会議は、委員の出席による会議の開催が困難と認められる場合は、その運営に支障がない範囲内において、書面又はオンライン等の方法により開催することができるものとする。

- 2 前項の規定により会議を開催する場合は、委員が会議への出席に相当する職務を行ったことに対して、報酬又は報償費を支給することができる。

（会議の公開等）

第8条 附属機関等の会議は、審議経過を明らかにするため、議事録、議事概要等を作成するものとする。

（附属機関等の見直し）

第9条 既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

（1）設置目的が既に達成されているもの

（2）社会経済情勢や市民ニーズの変化等により設置の必要性が低下したもの

（3）設置効果が乏しいもの及び活動が著しく不活発なもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法律の規定に基づき設置が義務付けられているもの

イ 紛争のあっせんや調停を所掌するもの

ウ 今後において具体的な審議事項の発生が想定されるもの

（4）パブリックコメント、アンケート又は関係者からの意見聴取その他の方法により設置の目的が達成されるもの

（5）設置目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの

（協議会等の開催、運営等）

第10条 協議会等は、調停、審査、諮問又は調査を目的としない行政運営上の意見の聴取、懇談等の場として性格付けられるもので

あることから、その開催、運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 協議会等の開催、運営等に係る定めは、規則又は訓令等の制度的な形式によらないこと。
 - (2) 附属機関と誤って受け取られるような組織としての意思を決定するための手続（議決手続及び定足数）による運営を行わないこと。
 - (3) 設置要綱や会議資料等には、次に掲げる表現を用いないこと。
 - ア 附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等を付した名称
 - イ 附属機関の所掌事務と誤って受け取られるような「審議する」、「諮問する」、「答申する」等の表現
 - ウ 附属機関の審議結果と誤って受け取られるような「答申」、「建議」、「意見書」等の表現
- (総合企画部長への合議等)

第11条 附属機関等を設置し、廃止し、又は統合する場合は、当該起案書を人事課長及び総合企画部長に合議するものとする。この場合において、附属機関等を設置しようとするときは、起案書に当該附属機関等の設置要綱を添付するものとする。

2 附属機関等を所管する課等の長は、附属機関等の委員を選任し、又は解職したときは、当該附属機関等の委員に係る附属機関等委員名簿を作成し、人事課長に提出するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、附属機関等の委員の選任に係る規定は、施行日以後の最初の改選時から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に附属機関等を設置している課等の長は、別記様式により当該附属機関等委員名簿を作成し、人事課長に提出するものとする。

附 則（平成 18 年 5 月 10 日改正）

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行した。

附 則（平成 18 年 10 月 29 日改正）

この要綱は、平成 18 年 10 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 22 日改正）

この要綱は、平成 21 年 5 月 22 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 30 日改正）

この要綱は、平成 23 年 6 月 30 日から施行する。ただし、附属機関等の委員の選任に係る規定は、施行日以後の最初の改選時から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 28 日改正）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 6 日改正）

この要綱は、平成 28 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 1 月 4 日改正）

この要綱は、令和 5 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（令和 8 年 4 月 1 日改正）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

人事発令通知書			
氏名			
委員を委嘱します 勤務は非常勤とします			
委嘱期間		年	月 日から
		年	月 日まで
報酬日額		円を支給します	
年 月 日			
柏崎市長 櫻井雅浩			